

フランスにおける単親家族と社会保障

神 尾 真知子

目 次

1. はじめに
2. フランスの単親家族の状況
 - (1) 単親家族の数
 - (2) 母子家族と父子家族
 - (3) 単親家族の婚姻上の地位
 - (4) 単親家族の経済・社会的状況
3. フランスの単親家族と社会保障
 - (1) 配偶者の死亡と社会保障
 - A. 死亡保険の一時金
 - B. 遺族年金
 - C. 労働災害補償制度の遺族補償年金
 - D. 寡婦(夫)手当
 - (2) 死別・離別と社会保険の適用
 - (3) 家族給付
 - A. 家族援助手当
 - B. 単親手当
 - C. その他の手当
 - (4) 職業上の自立のための援助
 - A. 職業教育
 - B. 公職へのアクセス
 - C. 子供の保育
 - D. その他
 - (5) 母子福祉施設
4. おわりに

1. はじめに

フランスでは、単親家族を《famille monoparentale》と称する。この表現は1975年に初めて使われた。それまでは、たとえば国立統計経済研究所(INSEE)の調査では、《カップルではない生物学的家族》(1962年)、あるいは《配偶者のいない女性が世帯主である家族》(1968年、1975年)と表現されていた。10年くらい前からINSEEも《単親家族》という言葉を用いるようになり、現在では一般的に使われるようになつた¹⁾。

このような表現の変化は、単親家族に対するとらえ方の変化を反映している。この概念は、子供を單身で育てる親を普通でない、あるいは逸脱した家族であるととらえるのではなく、独自の家族であると見て、烙印を押すことを排している²⁾。この言葉は、価値判断を含んでいない³⁾。

フランスの家族は、1970年代より大きく変化した。単親家族もまたそのうねりの中で変わってきた。そこで、まずフランスの単親家族の状況とその特色を明らかにしたうえで、単親家族に対する社会保障制度を見ていくことにしよう。

2. フランスの単親家族の状況

フランスでは、さまざまなタイプの家族が存在し、その多元性は社会的に認められている。それは、「婚姻の脱制度化」がもたらしたものである。脱制度化の要因には、戦後世代の意識の変化、1968年の5月事件の既存の価値体系への疑問がある。女性の側から見ると、出産の調整・選択が技術的にも法的にも可能になったことによる身体の自律性の獲得および職業活動による経済上の自立がある。1983年1月に、政府主催の研究者と実務家による家族をめぐるシンポジウムが開かれたが、結論は「家族の型の多元性を是認する」ということであった。単親、法律婚、ユニオン・リーブル（事実婚）、非婚等々、いずれを選ぶかは当事者の自由である⁴⁾。

1987年に行われた女性団体に対する調査でも（1045団体回答）、「2010年に支配的な家族モデルは何か」という質問に対して「伝統的核家族」と答えたのはわずか12.5%であり、「支配的モデルはなく、さまざまな形態の分散化がある」との答が72%であった⁵⁾。

単親家族の状況も、家族のタイプの多元性の中で変化してきている。しかし、今なお変わっていない側面もある。

(1) 単親家族の数（表1参照）

単親家族の数は年々、増加している。1975年には72万6,000世帯であったのが、1982年には84万7,000世帯（16.7%増）、1989年には109万7,000世帯（29.5%増）と100万世帯に達し、伸び率は他の世帯に比べて高くなっている。しかし、世帯全体に占める割合は増えているが、5.2%にすぎず、やはり少数派である。

(2) 母子家族と父子家族（図1参照）

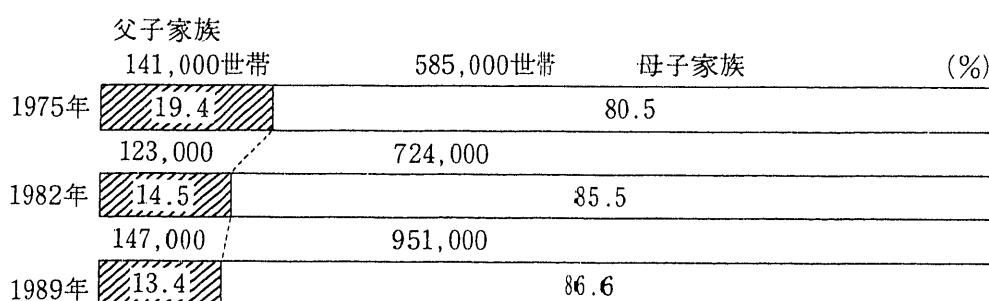
従来から母子家族が多かったが、その割合は年々高くなっている。1975年には単親家族の80.5%、1982年85.5%、1989年86.6%が母子家族である。1982年に対する1989年の増加率をみ

表1 家族のタイプの推移（世帯）

世帯の型	1975年	1982年	1989年
世帯 総 数	17,744,000 (100)	19,590,000 (100)	21,063,000 (100)
単 身 者	3,935,000 (22.8)	4,817,000 (24.6)	5,617,000 (26.7)
内 家族ではない 他の世帯	870,000 (4.9)	806,000 (4.1)	867,000 (4.1)
調 単親家族	726,000 (4.1)	847,000 (4.3)	1,097,000 (5.2)
カッフル家族	12,213,000 (68.8)	13,120,000 (67.0)	13,418,000 (63.7)

資料出所：1975, 1982: INSEE, Recensements de la population, 1989: INSEE, Enquête emploi.

図1 単親家族における母子家族・父子家族の割合の変化



資料出所：表1の資料に基づき作図した。

ると、母子家族は31.4%増、父子家族は19.5%増となっている。単親家族の増加により多く貢献したのは母子家族である。単親家族問題は、現在においてもなお「女性問題」であるといえる。

(3) 単親家族の婚姻上の地位（図2参照）

1968年から1982年にかけて、単親家族の婚姻上の地位は、明らかに変化している。1968年には、女性も男性も死別者が多かったが、1975年には、女性では離別、男性では別居が増えた。男性の場合は、別居者が死別者を上回った。1975年に離婚が自由にできるようになり（有責主義から破綻主義へ）、1982年には女性も男性も共に離別者が増加した。女性の場合は、離別者が最も多くなっている。

死別者の減少、離別者の増加という男女共通にみられる変化に対して、独身者の増加の速度には男女差がみられる。独身の単親男性に比べて、独身の単親女性の増加のスピードが早い。女性では、1982年には17.0%となり、別居者よ

りも多くなっている。婚姻していないで生まれる子供の全出生児に対する割合は、1990年には30%に達した⁶⁾。

(4) 単親家族の経済・社会的状況

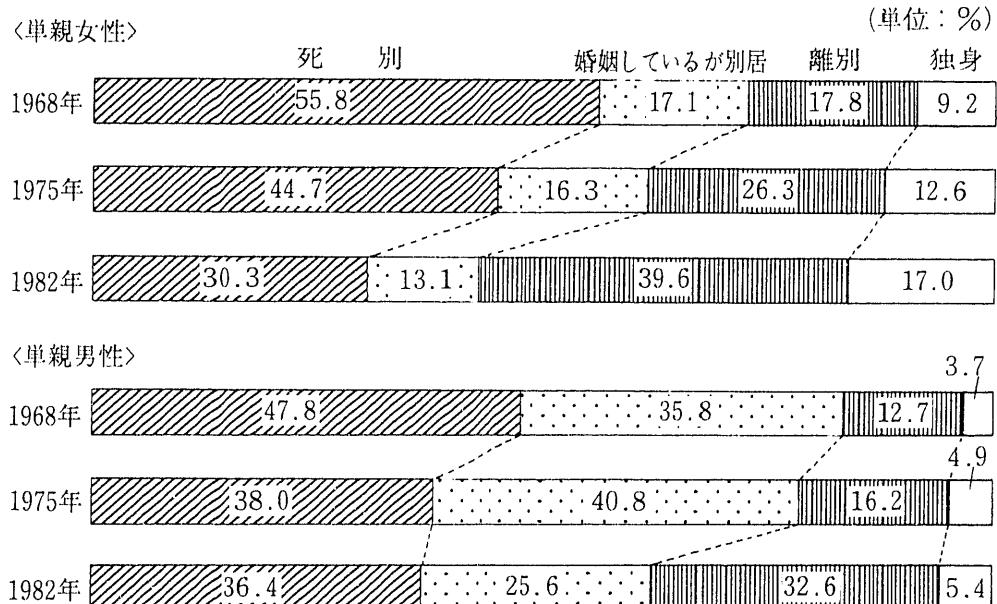
単親男性は、生活の変化があっても職業生活の中止はないので、経済的に困難に陥ることは少ない。また、社会における性役割に疎外されることもありない。

一方、単親女性は、社会職業階層において低く、資格のない職業についている。収入も低いし、生活レベルも高くない。「貧困の女性化」の中で、母子家族をとらえることができる⁷⁾。

3. フランスの単親家族と社会保障⁸⁾

ここでは、フランスで意味するところの狭義の「社会保障」を中心に述べる。なお、フランスの社会保障の財源は、一般制度の場合、被保険者およびその雇主が負担する「保険料」、国庫負担などの「公費」、「その他」からなり、保険

図2 単親女性・男性の婚姻上の地位の変化



資料出所：INSEE, Recensements を作図した。

表2 部門別保険料率（1992年7月1日現在）
(単位：%)

部門	被保険者	雇主	計
疾病部門	6.80	12.80	19.60
年金保険	6.55	9.80	16.35
年金保険	—	1.60	1.60
寡婦(夫)保険	0.10	—	0.10
家族給付	—	5.40	5.40
計	13.45	29.60	43.05

注：年金保険の保険料率6.35%だけが上限付賃金にかけられ、その他はすべて総額賃金にかけられる。このほか労働災害・職業病補償部門の雇主負担保険料率があるが、企業により異なっている。

資料出所：『社会保険年鑑 1993年版』1993, p. 252
(上村政彦執筆)掲載の第7表とその注(原典は Journal officiel)。なお寡婦保険については(夫)を補った。

料が全体の80%前後を占めている⁹⁾。保険料率は、表2を参照。

(1) 配偶者の死亡と社会保障

配偶者が死亡して、単親家族になってしまった場合、遺族に対してどのような保障が行われているのだろうか。一般制度(民間の商工業部門の被用者が加入する制度)に焦点をあてて紹介する。主なものとして、死亡保険の一時金、遺族年金、寡婦(夫)手当がある。

A. 死亡保険の一時金(Capital décès, 社会保障法典L.361-1条～L.361-5条, R.361-1条～R.361-5条。以下特にことわりのない条文は社会保障法典の条文である)

死亡保険は、被保険者の死亡により必要となる出費をまかなえるように生存配偶者に対して社会保障の一般制度から支払われる。

死亡した被保険者は以下のいずれかの要件を満たしていかなければならない。

- ・死亡日以前の四半期または3カ月間に少な

くとも200時間雇用されていたか(病気、失業も雇用期間とみなす)、または死亡日以前の1カ月間に少なくとも120時間雇用されていた。

- ・死亡日以前の6カ月間に少なくとも600時間雇用されていた。
- ・死亡日以前の6カ月間にSMIC(最低賃金)の1,040倍に相当する賃金に対する社会保障負担金を支払っていた。

死亡保険の一時金の優先権者は、被保険者に実際にかつ継続的に全面的に扶養されていた者である。次の順序で支給される。①生存配偶者、②子供、③尊属。この場合、死亡した被保険者に「扶養されていた」という事実が立証されれば、婚姻関係のない共同生活者、引き取っている子供等も優先権を持つことが判例上認められている。同一順位に複数いるときは分割する¹⁰⁾。

優先権が、被保険者の死亡の日から1カ月以内に申し立てられないときは、優先権を持たない配偶者(ただし、法的または事实上別れていないことが条件。順位は、配偶者、卑属、尊属となる)に死亡保険金の一時金が支給される。

原則として死亡保険の一時金は、死亡した被保険者の給料の3カ月分に等しい。ただし、最高37,080フラン、最低1,483フランと最高額(社会保障の上限月額の3倍)と最低額(社会保障の上限年額の1%)が定められている(93年3月現在)¹¹⁾。

B. 遺族年金

(Pension de réversion, L.161-23条～L.353-1条～L.353-5条, R.353-1条～R.354-1条)

遺族年金に関する規定は、死亡した被保険者の属しているまたは属していた制度によって異なる。婚姻していない共同生活者には権利はない。しかし、補足退職金庫のなかには、経済的

に非常に困っているときは、援助をするところもある。

被用者の一般制度において、老齢年金の被保険者が死亡した場合に、生存配偶者に派生的に遺族年金が支給される。1975年1月3日法により、妻も夫のために遺族年金を残せるようになった(ただし、併給調整あり)。また、1978年7月17日法により、同年7月18日以降離婚理由を問わず離婚した前配偶者に、再婚していないことを条件に遺族年金受給権が認められた。離婚した配偶者が再婚していないければ全額受給する権利があるが、再婚していた場合には、現配偶者と前配偶者は各々の婚姻期間に応じて、年金を分割する。

さらに、1982年7月13日法は、原則として再婚する(婚姻しない共同生活も含む)と前配偶者の遺族年金に対する権利はなくなるが、再婚によってその婚姻からは新たに何らの権利も生じないという場合には、遺族年金の受給を認めた¹²⁾。このように、遺族年金に対する妻と夫の権利を同等にし、また離婚、再婚による不利益を解消した。

死亡した被保険者自身が、死亡のときに老齢年金の権利を取得していることが必要である。そして、生存配偶者は以下の全ての条件を満たさねばならない(なお、事実上または法的に別居した配偶者についても同じ条件の下で権利がある)。

- ・ 55歳に達している。
- ・ 死亡の時までに 2 年以上婚姻関係にあるかまたはその婚姻により生まれた子供が 1 人いる。
- ・ 生存配偶者の年間所得が申請時または死亡時に SMIC の年額を超えない(SMIC の年額=SMIC の時給 × 2,080 倍)。

原則として、年金額は死亡した配偶者が受け取るかまたは受け取っていた老齢年金額の52%である。生存配偶者が55歳から65歳の間であれば、子供を扶養していると、数に応じて月458.9 フランが加算される(1993年1月現在)。

この52%という率について、60%に引き上げるべきだという主張が従来からあり、最近の報告書(Robert Cottave 率いる退職ミッションが1992年1月に提出)も同様のことを勧告している。

C. 労働災害補償制度の遺族補償年金

(rentes d'ayants droit, L. 434-7 条～L.434-10 条, R.434-11 条～R.434-19 条)

労働者が労働災害または職業病によって死亡した場合は、生存配偶者(別居・離別のときは扶養定期金を受けている者のみ対象となる)に対して、死亡した労働者の年間賃金の30%の終身年金が支給される。

そのためには、災害または死亡の日以前に 2 年間の婚姻期間が必要だが、子供がいる時は無条件となる。婚姻関係のない共同生活者には権利はない。この生存配偶者に対する遺族補償年金には、年齢要件や所得要件がないことが注目される¹³⁾。

残された子供(嫡出子、認知された非嫡出子、養子)は、最初の 2 人は死亡した労働者の年間賃金の15%ずつ、3 人目以降は10%ずつの年金が16歳まで(場合によっては20歳まで)支払われる。全体で支給される年金は死亡した労働者の賃金総額の85%を超えることはできない。

遺族補償年金を受給していると、疾病保険の現物給付を受ける権利がある。

D. 寡婦(夫)手当

(allocation de veuvage, L.356-1 条～L.356-4 条, R.356-1 条～R.356-12 条,

D.356-1条～D.356-4条)

寡婦（夫）保険は1980年7月17日法により創設された。被用者的一般制度または農業労働者の制度に加入している被保険者が死亡した時に、55歳未満の生存配偶者に最低限の所得を一時的に保障する。離婚した場合は、再婚していくなくてもこの手当を受給することができない。

拠出金は被用者のみの負担で、賃金の0.10%である（表2参照）。

死亡した配偶者が死亡以前3ヵ月以上同保険の被保険者であったことが必要である。そして、生存配偶者は以下の条件を全て満たさねばならない。

- ・再婚していないまたは婚姻関係のない共同生活をしていない。
- ・少なくとも1人の子供（嫡出子、認知にかかわりなく非嫡出子、引き取っている子、養子、原則として16歳未満）を扶養しているか、または16歳になる前までに9年間子供を育てたことがある。
- ・死亡または申請の日以前の3ヵ月間に生存配偶者の個人所得が一定額以下である（1993年3月現在四半期の所得の上限は10,762フラン）。

フランスに居住していることが条件であるが、EC市民はEC域内に居住すれば権利がある。

寡婦（夫）手当は、配偶者の死亡した月の第1日目から最大3年間毎月支給される。この額は毎年遞減する。1993年3月現在、月額1年目2,870フラン、2年目1,885フラン、3年目以降1,435フランである。配偶者の死亡のときに生存配偶者が50歳に達していたときには、手当の支給期間は55歳まで延長される。疾病保険地方金庫の老齢部門に申請する。

(2) 死別・離別と社会保険の適用

(L. 161-15条, R. 161-5-1条)

配偶者と死別または離別しても、残された者が職業活動を行っていれば、本人自身が被保険者になっているので社会保険は引き続き適用され、問題は生じない。ところが職業活動を行っていないときは、配偶者との死別・離別によって社会保険の適用外におかれてしまう。

従来は、死別による生存配偶者については配慮をしていたのに対し、離婚を好ましくないとする考え方から離婚した前配偶者に対しての配慮はほとんどみられなかった。たとえ、配慮していても死別と離別では扱いが異なっていた。

1975年7月4日法はその扱いを同じくした¹⁴⁾。

死別・離別後、1年間は本人および子供は死別・離別した配偶者の属していた制度の疾病・出産保険の現物給付の適用を無拠出で受けられる。この期間は末子が3歳になるまで延長することができる。

さらに、3人以上の扶養する子供を持っているかまたは持っていたときは、45歳以降、疾病・出産保険の現物給付を期限なく受けることができる。

(3) 家族給付

フランスでは、さまざまな家族給付がなされている¹⁵⁾。今日までの立法上の生成を特色づけるのは、「一般化」と同時に「特殊化」および「家族の所得に比例した給付の選択」である。

単親家族を対象とする手当である家族援助手当（前身は遺児手当）と単親手当は、その家族がまさに置かれている状況に対応した「特別の給付」である。さらに、単親手当は「家族の所得に比例した給付」であるという特色を持つ¹⁶⁾。

「社会的公平」という目的が家族政策の中に取

り入れられるようになった¹⁷⁾。

ここでは、家族援助手当と単親手當に重点を置いて、どのような手當なのかを明らかにする。なお、家族給付は、社会保障法典の第5巻に規定され、「第2節 扶養の一般的給付」の第3章に家族援助手当、第4章に単親手當が定められている。いずれも家族手當金庫に申請する。

A. 家族援助手当

(allocation de soutien familial, L. 523-1条～L.523-3条, L. 581-1条～L. 581-10条, R. 523-1条～R. 523-8条, R. 581-1条～R. 581-9条, D. 755-7条, D. 755-8条)

創設当初は、遺児と両親の一方に認知された子供、単身で子供を育てる死別者や独身者に支給されていた。名称も、遺児手当《allocation d'orphelin》といった。1975年に遺棄された子供（離別・別居による）にも拡大された。改正前の1983年12月31日の時点での遺児手当の受給者の内訳をみると、「父または母を失くした遺児」が43.9%で最も多く、次に「親子関係が一方の親についてのみ明確な子供」が33.0%，「両親の一方に遺棄された子供」が17.9%で、単親家族の子供が圧倒的に受給者となっていた¹⁸⁾。

1984年12月22日法によって、遺児手当は1985年6月1日以降、家族援助手当と名前を変えた。そして、1985年12月1日以降、子供に対する不払いの扶養定期金（pension alimentaire）の前払いとしても支給されることになった。立法者と家族手當金庫の運営者は、扶養定期金の不払いが離別・別居した女性の家計に大きな影響を与えることを認識したのである。

家族援助手当は、所得制限はなく、以下のいずれかの条件を満たすすべての子供に対して支給される。

- ・父または母あるいは父母共に失った遺児

- ・両親の片方あるいは両親とも親子関係が法的に明らかでない場合
- ・父または母あるいは父母が扶養の義務あるいは判決によって負担すべきとされた扶養定期金の支払いを免れるか、またはできない場合

手当の額は、ケースにより異なる。父母ともに失った子供に対しては家族手当算定基礎月額の30%，その他の場合は基礎月額の22.5%である（表3参照）。

扶養定期金が部分的に支払われたときは、債権者はいわゆる「差異」手当の権利がある。定期金の額と部分的になされた支払いとの差に相当するが、家族援助手当の額を超えない。

債務者である親が、原則として継続して2ヶ月間扶養定期金の支払いを履行しないとき、家族援助手当が支給される。手当は、遺棄された親が再婚したり、婚姻はしないが共同生活を始めたときは支給が停止される。

ここで、1984年法によって導入された不払いの扶養定期金の前払いとしての家族援助手当について詳しく述べよう。

一般的に、親権の共同行使の場合に子と同居していない親および単独行使の場合に非行使者である方の親が、扶養定期金の支払いという形で子の養育・育成を分担する。扶養定期金の態様・担保は判決によって、あるいは共同の請求に基づく離婚のときは裁判官が認可する親の合意によって定められる¹⁹⁾。

しかし、現実には表4に見るように、それはどの額ではないにもかかわらず、約30%が不払いという状況である。前夫と別れ、子供を養育する女性の世帯の月平均所得は低い（表5）。そのような女性の所得に占める割合は家族給付に比べれば低いが、単身で生活している場合は11

表3 1993年1月1日以降の各家族給付の月額

—フランス本国—

(場合によっては年間所得の上限も付す)¹⁾

(単位: フラン)

手当(上段) 算定基礎額(1993年1月1日以 降2014.4F)に対する比率(%)	子供 1人	2人	3人	4人	5人	6人	子供が 1人増 えるご とに	以下の年齢の子供 に対する加算 ²⁾	
								10歳～ 15歳未満	15歳以上
I. 家族手当	—	644 32%	1,470 73%	2,296 114%	3,122 155%	3,948 196%	826 41%	181 9%	322 16%
II. 幼児手当 ³⁾	925 45.95%	1,850 (×2)	—	—
・所得の上限(子供が4カ月以 降3歳までの場合 ⁴⁾									
— 単一所得の世帯	99,374	119,249	143,099	166,949	190,799	214,649	23,850	—	—
— ダブル所得の世帯 ⁵⁾	131,327	151,202	175,052	198,902	222,752	246,602	23,850	—	—
III. 家族補足手当	—	—	839 41.65%	839	839	839	—	—	—
・額	—	—	839 41.65%	839	839	839	—	—	—
・所得の上限(91年の課税粗所 得) ⁶⁾	—	—	143,099	166,949	190,799	214,649	23,850	—	—
— 単一所得の世帯	—	—	175,052	198,902	222,752	246,602	23,850	—	—
IV. 特別養育手当	644 32%	644 32%	—	—
障害児によって	483 24%	483 24%	—	—
— 第1カテゴリーの補足	1,450 72%	1,450 72%	—	—
— 第2カテゴリーの補足	5,226	5,226	—	—
V. 家族援助手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
a) 父母とも失くした遺児およ びそれに準ずる子供 ⁶⁾	604 30%	1,208 (×2)	1,812 (×3)	2,416 (×4)	3,020 (×5)	3,624 (×6)	604 30%	—	—
b) 父または母を失くした遺児 およびそれに準ずる子供 ⁶⁾	453 22.5%	906 (×2)	1,359 (×3)	1,812 (×4)	2,265 (×5)	2,718 (×6)	453 (22.5%)	—	—
VI. 単親手当 (最低保障所得月額 ⁱ⁾	4,028 200%	5,035 250%	6,042 300%	7,049 350%	8,056 400%	9,063 450%	1,007 50%	—	—
VII. 育児親手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・職業活動の全面停止	—	—	2,871	2,871	2,871	2,871	—	—	—
・職業活動のハーフタイム再開	—	—	1,436	1,436	1,436	1,436	—	—	—
VIII. 公認の保育ママの雇用のため の家族援助の加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
— 3歳未満	519	1,038	1,557	519	—	—
— 3歳から6歳	312	624	936	312	—	—
IX. 引越し手当(最高額)	—	—	4,834 240%	5,237 260%	5,640 280%	6,043 300%	403 20%	—	—

注1) 1989年7月1日以降、額は最も近いフランに端数処理される(引越し手当については90年1月1日以降)。

2) 3人未満の家族の長子を除く。

3) 1986年9月1日以降に生まれた子供が対象。所得制限のある部分の幼児手当は多胎出産を除き1家族に1回のみ支給される。および1984年12月31日以降妊娠した子供について、所得制限付きの幼児手当は家族がその権利を有している子供の数だけ既得権として支給される。1992年7月1日から1993年6月30日までの所得に対する上限(1991年の所得)。

4) 1992年7月1日から1993年6月30日までの期間についての所得の上限。

5) 子供のいる単身の受給者にも適用する。1つの世帯について、メンバーの各人が当該年の7月1日に有効な家族手当の算定基礎額の12倍に相当する所得を参照とする年に得ていたときは、ダブル所得とする。たとえば1991年について、 $12 \times 1920.44 = 23,045$ Fである。所得が、参照とする年の7月1日に有効な家族補足手当の12倍以下の額の上限をこえるとき、差異手当が支払われる(1991年の所得については9,600 F以下をこえるとき)。《ダブル所得または単身の受給者》の上限は、以前の30,316 Fの代わりに31,953 Fの《単一所得》の上限を加算してえられる。

6) 「それに準ずる子供」とは、1)両親のいずれかまたは両方との親子関係が法的に明らかでない子供。2)父または母あるいは父母が扶養の義務または扶養定期金の支払いを怠るかまたはできない子供(loi N° 84-1171 du 22-12-84, J.O. du 27-12-84, D. N° 85-560 du 30-5-85, J.O. du 31-5-85)。

7) 扶養する子供のいない妊娠女性については、月3,021 F(基礎額の150%)。

資料出所: Liaisons Sociales, Legislation Social, N° 6791 du lundi 1^{er} fév. 1993.

表4 子供に対する扶養定期金の平均月額と最近6カ月の不払いの割合(1985年)

	平均月額(フラン)		不払いの割合(%)	
	カップルで生活	単身で生活	カップルで生活	単身で生活
全 体	620	730	29	29
25~39歳で別れた女性	680	730	26	27
被用者	幹部職員	870	960	18
	私企業の事務職員	710	710	17
	官公庁の事務職員	680	660	14
	熟練労働者	690	880	20
	未熟練労働者	580	600	44
	失業	540	650	29
家庭にいる母親	560	510	42	39

資料出所: INSEE, *LES FEMMES-contours et caractères*, 1991, p. 33掲載のTableau 2。

表5 前夫と別れ、子供を養育する女性の世帯の月平均所得(1985年) (単位: フラン)

	カップルで生活	単身で生活
全 体	4,500	3,600
25~39歳で別れた女性	4,800	3,700
被用者	幹部職員	7,000
	私企業の事務職員	6,000
	官公庁の事務職員	4,500
	熟練労働者	4,900
	未熟練労働者	3,500
	失 業	3,700
家庭にいる母親	3,200	2,000

資料出所: 表4と同じ, p. 33 Tableau 1。

%に相当するので、決しておろそかにできない額である(表6)。

そこで、不払い扶養定期金を前配偶者に支払わせるために、3つの方法がある。①賃金に対する支払い差し止め(債務者である前配偶者の賃金を小審裁判所を通して使用者に支払い差し止めを通告する。しかし、このためには前配偶者の使用者の名前と住所を知らなければならな

表6 前夫と別れ子供を養育する女性の所得における扶養定期金と家族給付の割合(単位: %)

	扶養定期金		家族給付	
	カップルで生活	単身で生活	カップルで生活	単身で生活
全 体	4	11	15	21
25~39歳で別れた女性	5	12	13	20
被用者	幹部職員	4	10	5
	私企業の事務職員	6	10	5
	官公庁の事務職員	6	12	11
	熟練労働者	4	9	10
	未熟練労働者	4	11	15
	失 業	6	14	16
家庭にいる母親	5	20	28	66

資料出所: 表4と同じ p. 33 の Tableau 3。

い。), ②直接支払い手続(裁判所の執行官が使用者、第三者である債務者、銀行等に直接支払いを求める), ③公の取り立て手続(上記2つの手続のうちいずれかを行ってもうまくいかなかったときは、大審裁判所の共和国検事に申立てる。共和国検事から委託を受けた直接税の徴収担当官が直接税の徴収手続に準ずる形で未払い扶養定期金の取り立てを代行する)である。しかし、いずれの方法も効果的ではなかった。

1984年12月22日法は、子のための扶養定期金の確保を社会保障政策の一環として位置づけ直した²⁰⁾。

一定の所得要件を満たす者に対して、子のための扶養定期金の全部または一部が支払われない場合、その事由を問わず一定の限度額までの家族援助手当が、定期金債権に対する立替金(une avance sur pension)の形で家族手当金庫から支給される。家族手当金庫は未払い定期金の残余額のみならず将来の定期金債権についても取り立ての委任を受けたものとみなされる。ここに家族手当金庫はその役割を拡大するに至った。

取り立て手続も簡便化し、大審裁判所の共和檢事の手を通さずに、直接各県の国務代理官に公的取り立て手続を依頼するだけでよくなつた。この依頼は県の直接税徵収官に送付される。

B. 単親手当

(allocation de parent isolé, L. 511-1条, L. 524-1条～L. 524-4条, R. 524-1条～R.524-13条)

単親手当は、妊娠した独身女性と扶養する子供を持つ单親者に最低限の所得を保障することを目的として、1976年7月9日法によって創設された。申請者は以下の2つの条件を満たさなければならない。

第1に单親であること。单親とは、フランスに居住し、死別、離別、別居、遺棄、独身を理由に、フランスに居住する子供を実際にかつ継続的に单身で養育している者、あるいは妊娠の申告をし、法律に定める産前の検診（4回）を受けた妊娠状態にある独身女性である。外国人であっても、以上の条件を満たし、一定のフランスでの正規の居住資格があれば单親手当を受給できる。

フランスで働き、子供はEC諸国の他の国に住んでいるEC市民には、子供に居住条件を課すことはできない（EC司法裁判所1989年3月2日判決, Pina v. CAF du la Savoie）。

養育する子供は、L.313-3条およびR.313-12条に定める年齢制限を超えてはならない。すなわち、原則として義務教育修了の16歳まで、働かないとき、あるいは一定額以下の賃金であるときは18歳まで、見習い中、職業教育の研修中、学生、障害児等の場合は20歳までとされている。

第2に、所得が保障された家族所得（revenu familial garanti）を超えないこと。それは、家

族手当算定基礎月額の150%，さらに養育する子供の数に応じて50%ずつ増加する（表3参照）。

单親手当は3カ月ごとに支払われ、1年間または末子が3歳になるまで支給される。この保障された家族所得から本人の所得を差し引いた差額が支払われる。

では、どのように申請者の所得を評価するのだろうか。

所得に含まれるのは以下のものである。

- ・職業活動から生ずる税込み収入。現物給与も含む。
 - ・单親または扶養する子供が動産・不動産・資産によって得た所得
 - ・单親の受け取った扶養定期金
- 一方、所得に含まれないものとして、
- ・疾病・出産・障害保険または労災保険の現物給付
 - ・特別養育手当とその補足手当（障害児に支給）、所得制限なしに支給される部分の幼児手当、新学期手当
 - ・社会保障制度によって支払われる死亡保険
 - ・公認の保育ママの雇用のための家族援助およびその加算

单親手当の支給が停止されるのは、再婚するとき、婚姻しないが共同生活を始めるとき、子供を扶養しなくなったとき、妊娠中に義務づけられている産前の検診を受けなかったとき、保障された家族所得を本人の所得が超えたときである。停止条件が解除されれば、支給は再開される。

なお、疾病・出産保険の現物給付の適用を受ける資格を有していないときは、单親手当の受給者は、社会保障の一般制度に強制加入となる。その拠出金は家族給付制度が負担する（L.381-2条）。

単親手当の受給実態の詳細は、1983年12月31日現在の資料しか入手できなかったが、参考までに紹介する。全受給者は8万6,797人で女性8万5,690人、男性1,107人である。女性が全体の98.7%を占める。受給者の婚姻上の地位をみると、独身が57.0%、事実上の別居が24.0%との二者で全体の81%にあたる。子供の数は1人が最も多く50.3%で、次に2人22.9%、3人11.0%となっている。期間は18カ月が28.4%、7~12カ月が26.8%と、早期の経済的自立の困難さを感じさせる²¹⁾。

1987年には18万7,000人が単親手当を受給したが、それは全単親家族の11%にすぎなかつた²²⁾。

単親手当にはさまざまな批判がある。応急の救いの手にすぎないので、活動的生活への再開を刺激するものではない。それは、支給の最大期間が相対的に長いので、多くの女性は法定期間まで受給しようとしていること、過減的な給付ではないこと、不正があることに原因がある²³⁾。

C. その他の手当

その他、さまざまな家族手当が支給されるが、受給条件を満たせば、単親家族もそれらの手当を受給できる。

所得制限のない手当として、家族手当 (allocations familiales) と一部の幼児手当 (allocation pour jeune enfant) がある。家族手当は、2人以上の子供を養育する全ての家族に支給される。一部の幼児手当は、出産前5カ月・出産の月・出産後3カ月の計9カ月について所得制限なしに支給される。

所得制限のある手当として、一部の幼児手当と家族補足手当 (complément familial)、新学期手当 (allocation de rentrée scolaire) がある。幼児手当のうち出産後3カ月経過後子供が3歳

になる日の前月までの32カ月間は所得制限付きで支給される。家族補足手当は3歳以上の子供を3人以上扶養する家族に支給され、家族手当を補う性格を持っている。新学期手当は、新学期に必要な文房具等を買うために支給される。

以上の手当の額は表3を参照のこと。表に出ていません新学期手当は、1992年入学の場合、395 フランである。所得の上限は、前年度の税込み収入が子供1人のときは90,436 フランで、子の数が増えるにつれて20,870 フランを加算する。

表7は、1990年の家族給付の内訳である。家族手当が最も多額に支出され、全給付の約半分を占めている。順に幼児手当、住宅手当、家族

表7 1990年の家族給付支出の内訳
—全制度— (単位: 100万フラン)

所得補足 給付	家族手当 家族補足手当 単親手当 家族所得補足	62,834 8,364 3,756 26
母性関連 給付	幼児手当 育児親手当 在宅児童保育手当	19,295 5,971 264
特別給付	家族援助手当 特別養育手当 新学期手当	3,515 1,244 1,935
住宅	家族住宅手当 引越し手当	11,901 25
その他 の支 出	海外において及びEC合意 によって支払われた給付 差異手当 専門支出 若い世帯への貸付割戻し 住宅改善への貸付残高	321 167 530 63 7
家族給付合計 ¹⁾		120,218

1) 実際の住宅手当を除いている。

資料出所: Ministère des Affaires sociales et de l'Intégration, *Annuaire des Statistiques Sanitaires et sociales*, édition 1991, SESI, p. 162の表5.44を抜粋。

補足手当、育児親手当と続き、単親手当と家族援助手当はほぼ同額となっている。

(4) 職業上の自立のための援助

(4)及び(5)で述べることは、フランスでいう「社会保障」にあてはまらないものも含まれている。

A. 職業教育

単親家族の経済的自立をはかるために、1975年1月3日法は（1976年7月9日法により修正）、就労に迫られている寡婦、少なくとも1人の扶養する子供を持つ単身女性、子供を3歳まで育てた世帯主である母親に職業教育の課程や実習にアクセスする優先権を認めた。

さらに、1988年4月15日以降、世帯主である母親や単親手当受給者は、国や地方に承認された職業教育（stages agréés）を受講する期間中は報酬が出る（労働法典L. 961-1条～L. 961-11条）²⁴⁾。

報酬の支払いは、商工業雇用協会（AS-SEDIC）が行い、その額は実習に入ったときの状況、職業教育の期間と濃度により異なる。補償期間は、1年以下の職業教育については365日、1年を超えるときは1,095日を限度とする。

B. 公職へのアクセス

また、仕事を見つけることが困難であるので、公職へのアクセスにおいても3人以上の子供を持つ母親、少なくとも養育する1人の子供を持つ離別・法的別居・独身の女性については、次のように受験の年齢制限を緩和している²⁵⁾。

- ・ カテゴリーA（学士号レベル）の試験につ

いては、少なくとも1人の子供を持つ母親については年齢制限を45歳とする。

- ・ カテゴリーB（バカラレアレベル）、カテ

ゴリーC（BEPC レベル）、カテゴリーD（初等教育証レベル）については、すべての女

性について45歳である。

- ・ すべての試験において、養育する子供の数または16歳までに9年間育てた子供の数、あるいは障害手当の権利を持つ扶養する子供の数に応じて、年齢制限は1年ずつ繰り下げられる。

C. 子供の保育

実際に職業活動をする際に、子供の保育が問題となる。フランスは公的・私的な保育・教育制度が整っているので、子供の保育の問題はなんとか解決できる²⁶⁾。しかし、そのためには費用がかかる。そこで、在宅児童保育手当（allocation de garde d'enfant à domicile）と公認の保育ママの雇用のための家族援助（aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle）がある。

在宅児童保育手当は、1986年12月29日法によって創設された。カップルまたは単身者が最小限の職業活動を行い、家をあけるときに、3歳未満の少なくとも1人の子供を在宅で保育するために人を雇う世帯または個人に対して、同手当が支給される（L. 842-1条）。支給のためには一定の条件を満たさなければならない。手当額の最高額は1987年4月1日以降四半期で6,000フランであり、社会保険等の実際に支払った社会保障負担金に比例する。手当は四半期ごとに支払われる。

この手當に加えて、さらに、1人の子供につき1万3,000フランを限度に、保育費のための支出額の25%に等しい税金の控除が認められる。

公認の保育ママの雇用のための家族援助は、1990年7月6日法により創設された新しい援助である。この援助は、6歳までの扶養する少なくとも1人の子供を保育ママの家に預ってもらうために、保育ママを雇う世帯または単身者に

支給される。この援助は、保育ママ特別給付を受け継いだものである。

援助は、保育ママの報酬が1日および1人の子供につきSMICの時給の5倍の額を超えないことを条件に(1993年1月現在170.30フラン),各子供に対して支給される。

援助の額は、公認の保育ママを雇用したら支払わねばならない、実際の賃金に対して計算される雇主と労働者の社会保険負担金に等しい。子供の年齢に応じて加算される(表3参照)。

以上2つの保育に対する援助は、子育てに伴う経済的負担の解消により、子供のいる世帯といない世帯間の公平をはかっている。

D. その他

労働法典においては、「家族の状況」(la situation de famille)を理由とする募集、採用、配転、労働契約の解約・更新拒否における差別を性差別とともに禁止している²⁷⁾。単親家族であることが、就職等において不利に考慮されてはならないのである(L. 123-1条)。

また、経済的理由の集団解雇の対象者を選ぶ基準において、使用者が考慮しなければならない事柄のひとつに、「家族の扶養、特に単親の扶養」が挙げられている(L. 321-1-1条)。

(5) 母子福祉施設

母子福祉施設として、母子一時保護所(maison maternelle)と母子寮(hôtels maternelle)がある。

母子一時保護所は、単身または幼い子供のいる妊娠状態にある女性のための受け入れ施設で、各県ごとにある。妊娠7カ月以上の女性、または出産後3カ月以内の母親を対象とする。手続きなしで受け入れられる。滞在中は社会扶助の負担となる。

母子寮は、母子一時保護所を出たあと、母親に住まいを提供し、就労の機会を図る。収入に応じて費用を負担する。1987年に69カ所あり、2,789人が入所している。

母子寮は、日本と同じように厳しい管理規則にしばられる場合があったようである。1972年2月には、イシニレ＝ムリノー市(オーニド・セーヌ県)の寮で、入寮者の若い未婚の母たちが、兵営なみの管理規則に起因する抗議運動をおこしたという。母子寮をもっと快適な環境の母子センターに変える改善策も進められている²⁸⁾。

4. おわりに

家族のタイプの多元化の中で、単親家族に精神的な「生きにくさ」はなくなってきた。しかし、経済的、社会的側面からみると、単親家族、特に母子家族の貧困は明らかである。ところで、1988年12月1日法により社会復帰最低所得(revenu minimum d'insertion)制度が導入された。これは社会扶助の一貫であり、すべての困窮者を一般的に救済するものである。この制度の受益者の中に政府は単親家族を予定していた。実際に1989年12月31日現在の受給者の内訳をみると、21%が単親家族であった。経済的な援助(1993年3月現在、月額1人:2,253フラン、2人:3,379フラン、3人:4,053フラン、1人増えるごとに901フラン加算)をしながら、自立できるように社会復帰の手助けをする²⁹⁾。

また、フランスでは、充実した家族手当制度の中に単親家族に対する手当が組み込まれている。「未婚の母の妊娠」に対しては幼児手当、「育児」に対しては幼児手当、家族手当、家族補足手当、新学期手当、「保育」に対しては在宅児童

保育手当、公認の保育ママの雇用のための家族援助、「単親」に対しては家族援助手当、単親手当というように、単親家族が発生し、子育てし、働いていくことを援助する全般的な手当が用意されている。結果的に、等身大の単親家族を配慮したものになっている。

今後の課題は、特に母子家族が職業上の自立を果たせるようになることである。これは深刻な失業、男女の職業上の平等という困難な問題の中で解決されねばならないので、容易ではない。

注

- 1) Didier LE GALL, Claude MARTIN, *LES FAMILLES MONOPARENTALES-Évolution et traitement social*, LES ÉDITIONS ESF, 1987, p. 19.

日本においても「母子家庭」といういい方から「単親」(行政用語ではタンオヤと発音)、そして英語のシングルペアレント・ファミリーの訳語にあたる「ひとり親」へと表現が変化した(『ひとり親家族に関する研究』東京女性財団1993年、「はじめに」の部分)。

- 2) Didier LE GALL, Claude MARTIN, op. cit., p. 46~p. 47.

- 3) Famille Magazine, fév. 1990 (Dossier Documentaire № 3, CNIDFF に収録)。

- 4) 林 瑞枝「家族はどこへ行くか一氏と婚外子をめぐって」女性空間第10号, 1993年, p. 97~p. 98。女性の身体の自律性の獲得については、中嶋公子「フランスにおける避妊・人工妊娠中絶・人工生殖をめぐる歴史と現状—自己決定権のゆくえ」女性空間第10号, p. 80~p. 91および女性の経済的自立については、拙稿「フランス」(柴山恵美子編著『新・世界の女たち』はいま一女と仕事の静かな革命』学陽書房, 1993年所収) p. 121~p. 149参照。

- 5) Ministère des Affaires Sociales et de l' Emploi, *Les femmes au 2000*, LA DOCUMENTATION FRANÇAISE, 1988, p. 233.

- 6) 林 瑞枝, 前掲論文, p. 93.
- 7) 平山 卓「母子寮の現状—フランス」月刊福祉 1986年8月号, p. 87 (原典は Le Monde 29 avril 1986)。
- 8) 「単親家族と社会保障」の制度については、下記の文献に依拠した。

- CODE DE LA SÉCURITÉ SOCIALE*, DALLOZ, 1992, *CODE DE LA SANTE PUBLIQUE DE LA FAMILLE ET DE L'AIDE SOCIALE*, DALLOZ, 1991, *CODE DU TRAVAIL*, DALLOZ, 1992, Yvette GAUTIER, "L'Allocation de parent isolé," RPDS, №396, 1978, p. 119-p. 120, "Les Droits des mères seules," RPDS, №436-437, 1981, p. 252-p. 254, *GUIDE DES DROITS DES FEMMES SEULES*, Editions CNIDF, 1986, Daniel MAZAUD-LUEDER, *LES FEMMES SEULES-leur droit*, EDITION DU PUITS FLEURI, 1986, Didier LE GALL, Claude MARTIN, op. cit., 1987, 特集 Indemnisations Accidents du Travail-le contentieux, liaison social №11077, 1991, 特集 Assurance Veillesse, Allocation de Veuvage, liaisons sociales, №11170, 1992, *DICTIONNAIRE FIDUCIAIRE SOCIAL*, 1992, 『フランスの家族と福祉政策—老人・婦人・子供に関する施策』横浜市企画財政局, 1984年, アメデ・テヴネ著, 林 信明訳『現代フランス社会福祉』相川書房, 1987, 社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会, 1989年, アメデ・テヴネ著, 林 信明訳『保健医療と福祉の制度』京都・法政出版, 1992年。
- 9) 上村政彦「フランス」(健保連編『社会保障年鑑1993年版』東洋経済新報社, 1993年所収) p. 252。
 - 10) Jacques JULLIOT, *LA SÉCURITÉ SOCIALE*, LA VILLEGUERIN EDITIONS, 1988, p. 211.
 - 11) 1993年3月現在の数字は, RPDS №576, Avril 1993, p. 142-p. 143掲載の数字による。また, 93年1月現在の数字は INFORMATION, CNIDFF, №122, 1993, p. 43掲載の数字による。
 - 12) 藤野美都子「自立を支える社会保障法」(林

- 瑞枝編著『いま女の権利は—女権先進国フランスとの比較から』学陽書房, 1989年所収) p. 195-p. 197。
- 13) 岩村正彦「第6章労災補償制度」(『フランスの社会保障』東大出版会所収) p. 163。
- 14) 藤野, 前掲論文. p. 181-p. 182。
- 15) 歴史的な発展過程については大塙まゆみ「フランスの家族手当の制度化過程」総合社会保障第29巻第4号, 1991年, p. 84~p. 93参照。
- 16) Jacques JULLIOT, op. cit., p. 344.
単親手当を最低限の社会的所得とみて、社会連帶の1つの手段と評価する見方がある
(Michel MESSU, "Family policy and a social incomes policy: The case of the single-parent allowance in France", ISSR, Vol. 45, 1992, p. 77~p. 78)。
- 17) Lynn M. ELLINGSON, "Recent Changes in French Family Allowance Policy", Social Security Bulletin, Vol. 42, No. 12, 1979, p. 16.
- 18) Bertrand FRAGONARD, "Le systèmes français de prestations familiales," D.S. N°5, 1985, p. 341 の ANNEX 5 より。
- 19) 山田美枝子「離婚後の子の処遇をめぐる比較法的考察」法学政治学論究第9号, 1991年 p. 150。
- 20) 原田純孝「フランスの離婚」(利谷・江守・稻本編『離婚の法社会学』東大出版会, 1988年所収) p. 218。
- 21) Bertrand FRAGONARD, op. cit., D.S. N°5, 1985. P. 341.
- 22) Famille Magazine, fév. 1990.
- 23) Philippe STECK, "Les prestations familiales de 1946 à 1985, rupture ou constance?", RFAS, Juillet-Sept. 1985, p. 85
- 24) 女性と職業教育の問題については、寺田怨子『フランスにおける女性のための再就職教育の調査と研究』(自費出版) 1987年参照。
- 25) これを積極的差別 discrimination positive のひとつと位置づける見方がある(植野妙美子「フランスの公職における男女平等III」比較法雑誌第21巻第2号, 1987年, p. 26-p. 27の注43)。
- 26) 船橋恵子・堤マサエ『母性の社会学』サイエンス社, 1992年, p. 91-p. 104。
- 27) 抽稿「職業に性別はない」(林 瑞枝編著, 前掲書, 学陽書房所収) p. 140。
- 28) ジャン・ラボー著, 加藤康子訳『フェミニズムの歴史』新評論, 1987年, p. 447。ストラスブル市の母子一時保護所の状況については松村祥子「片親家族への地域ケア—フランス・ストラスブル市の例」世界の児童と母性第10号, 1980年参照。
- 29) 磯部文雄「フランスの新生活保護制度」生活と福祉第396号, 1989, p. 12-p. 17, 「施行された社会復帰最低所得保障法(?)」週刊社会保障第1537号, p. 30, 第1538号, p. 30, 1989, Bertrand FRAGONARD, "Le revenu minimum d'insertion: une grande ambition," D.S. N° 7/8, 1989, p. 573-p. 588.
(かみお・まちこ 帝京技術科学大学助教授)